

大阪市の一部エリアにおける 標準送電日の変更について

2026年3月
関西電力送配電株式会社



電気工事店のみなさまへのお願い

・標準送電日延長のお願い

・低圧工事申込における弊社工事については、送電までの所要日数（標準送電日）をいただいております。

・この度、弊社の工事施工体制がひっ迫していることから、**大阪市の一部エリア**において、当面の間、**標準送電日を通常より2営業日延長**いたします。

・工事施工体制が整い次第、本対応は終了いたします。終了の際には改めてお知らせいたします。

ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

・対象エリア（大阪市の一部）

九条配電営業所管内

・大阪市

西淀川区・福島区・此花区・港区・大正区・西区

扇町配電営業所管内

・大阪市

北区・都島区・城東区・東成区・中央区の一部・鶴見区の一部
生野区の一部・天王寺区の一部

・対象エリアでの標準送電日の取り扱い

申込書と竣工届を同時に提出いただいた場合

標準送電日はお申込みの翌営業日から起算して **9営業日目となります。**



竣工届を後日提出いただいた場合

標準送電日は竣工届の提出の翌営業日から起算して **7営業日目となります。**



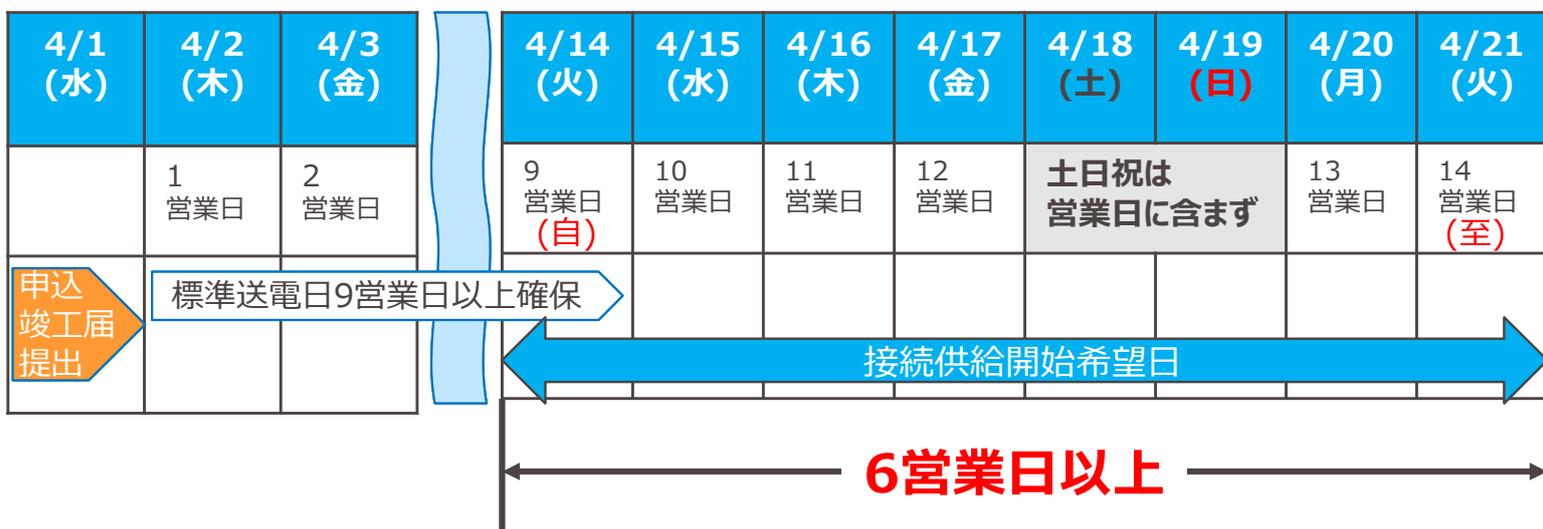
※営業日には土日祝祭日は含まれません。

※工事費をご請求している場合は、竣工届に加え、工事費の入金確認ができ次第の工事付託となります。

お申し込みに関してのお願い

・接続供給開始希望日（工事日）を指定する場合、対象エリアにおいて、接続供給開始希望年月日(自)～(至)は**6営業日以上の日数を確保してお申し込みください。**

〔例：申込同時竣工の場合〕



〔例：事後竣工の場合〕

